

県連盟主催事業における感染対策ガイドライン

成人支援（指導者養成）事業関連

1 ボーイスカウト講習会等について（定型外訓練を含む）

- (1) 部屋等の予約において、収容人数の確認を行い十分な対応が出来る部屋を予約する。
 - ・ 公共施設の場合は、1机1名を原則とする場合があり注意が必要であることから施設と十分な打ち合わせをする。可能であれば1机2名とする。
 - ・ グループ編成での机配置は、一定の距離が保てるように配慮する。
 - ・ 可能であれば、野外で実施する。
- (2) 講習中は原則としてマスクを着用する。
 - ・ 屋外活動の場合は、一定の距離を保ち着用しないこともできる。
- (3) 主任講師、講師のスタイルとして顔（表情）を参加者に見せることは、講義において一定の効果があるため、次の条件では必ずしもマスクを着用しないことが出来る。
 - ・ 参加者と3m以上の距離を保てる場合。
 - ・ 参加者と3m以上の距離が保てない場合は、フェイスシールドもしくは、マウスシールド等を使用する。
- (4) 検温については、参加前の各自による検温を基本とし、訓練中は状況により適宜実施する。
- (5) オリエンテーションにおいて、通常の施設利用にあたっての説明に加え、参加者に以下の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項を伝達する。
 - ① マスクの着用について
 - ② 手指の消毒について
 - ③ フィジカルディスタンスについて
 - ④ 換気について
 - ⑤ 講習中体調不良の申し出について（申し出のお願い）
 - ⑥ その他、状況に応じて必要と思われる事
- (6) アイスブレイクゲームなどは、言葉を発しないものや身体接触がないものを活用する。
- (7) 講習中の『歌』の実施については、主任講師の決定とする。
- (8) 各種集会、ハイキング等においては、フィジカルディスタンス（2m以上の距離）を考慮した展開とする。
- (9) 昼食については、参加者・スタッフ共に持参する。
- (10) 飲み物については、個別にペットボトル飲料を用意する。
- (11) 開閉講式の『歌』の実施について
 - ・ 『新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』に則り、施設状況・参加状況を考慮し、開催ブロックと主任講師の判断によりその実施を決定する。
- (12) 修了証の授与について
 - ・ 修了証の授与を手渡しで行う場合は、主任講師・介添役共にアルコール除菌後に布製白手袋を着用して行う。
 - ・ なお、手渡しの可否については主任講師の決定とする。

2 研修所について

(1) 講義室・講義・ゲーム・開閉所式及び修了証授与における対応

- ・原則としてボーイスカウト講習会に準じる。
- ・開閉所式及び訓練期間中における『歌』の実施については、『新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』に則り、施設状況等を考慮し所長がこれを決定する。
なお、WB研修所課程別研修においては、主任講師の協議をもって決定する。

(2) 宿泊における対応

- ・野営（テント泊）においては、個別のテント（ドームテント等）を利用する。
- ・舎営（宿舍泊）においては、利用施設の指示に従うことを原則とし、できるだけ個室を利用するとともに、一部通いでの実施とすることを検討する。

(3) 食事（茶菓子を含む）における対応

- ・1日型の訓練で自炊をしない場合は、ボーイスカウト講習会に準じる。
なお、茶菓子の提供は行わない。
- ・自炊を伴う食事においては、衛生に十分留意し、食器・箸など個別で利用し、共用はしない。
- ・対面での食事はできるだけ避け、食事中の会話を慎むよう指導する。
- ・宿泊を伴う訓練における茶菓子の提供については最低限とし、提供の際には個別包装の菓子を使用し、班への配給とする。

(4) 体調管理

- ・1日型の訓練の場合は、ボーイスカウト講習会の検温対応に準じる。
- ・宿泊を伴う訓練においては、参加者及びスタッフは毎朝定時に検温し記録を行う。
- ・訓練期間中に体調不良を感じた参加者は直ちに申し出るように指導する。
- ・参加者及びスタッフが発熱の場合は、状況判断及び対応と共に、県連盟コミッショナー若しくは県連盟事務局長へ速やかに報告する。

(5) その他

- ・参加者の前泊については原則として受け入れは行わない。
ただし、遠方者については要相談とする。